



平成28年3月31日

## 国土交通省組織令の一部を改正する政令が公布されました。

平成28年度当初の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。（平成28年4月1日施行）

### I. 背景

平成28年度当初の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

### II. 概要

- ・国土交通省が整備・管理する情報システムの適切な管理運用及び情報セキュリティインシデントへの対応を含むサイバーセキュリティ対策及びこれと一体となった業務改革等の一層の促進を図るため、大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置します。
- ・海事分野の振興施策を機動的かつ効率的に実施するため、海事局内の横断的な人材政策と海事思想の普及等に関する事務について、海事局総務課から海技者の育成に関する事務等を所管する同局海技課に移管し、同課の名称を海技・振興課に改めます。

### III. 今後のスケジュール

施行：平成28年4月1日（金）

#### **【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房総務課 法規第七係長 牧田  
法規第二係長 北川  
03-5253-8111(内線21-484)